第1号通所事業通所介護費単位数表

|  |
| --- |
| （1） 第1号通所型サービス（週1回程度利用）事業対象者・要支援1　 1,647単位 （2） 第1号通所型サービス（週2回程度利用）要支援2　　　　　　 　3,377単位注1　厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第71号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所（指定基準要綱第43条第1項に規定する指定第1号通所事業通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定第1号通所事業通所介護を行った場合に、利用者の状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。注2　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号通所事業通所介護費は、算定しない。 注3　利用者が一の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受けている間は、当該指定第1号通所事業通所介護事業所以外の指定第1号通所事業通所介護事業所が指定第1号通所事業通所介護を行った場合に、第1号通所事業通所介護費は、算定しない。 |
| （3）中山間地域等提供加算　　100分の5加算注　指定第1号通所事業通所介護事業所の第1号通所事業従業者（指定基準要綱第44条第1項に規定する第1号通所事業従業者をいう。）が、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。 |
| （4）若年性認知症受入加算　　240単位注　厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。 |
| （5）同一建物等減算　（週1回程度利用）・要支援1・事業該当者 　　　 △376単位（6）同一建物等減算　（週2回程度利用）・要支援2　　　　　　 　　　 △752単位 注　指定第1号通所事業通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定第1号通所　事業通所介護事業所と同一建物から当該指定第1号通所事業通所介護事業所に通う者に対し、指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、1月につき上記の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 |
| （7）生活機能向上グループ活動加算 　　　　　　　　　　　　　　100単位 注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。 ・　生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定第1号通所事業通所介護事業所の第1号通所事業従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画（指定基準要綱第57条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。）を作成していること。・　介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。・ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。 |
| （8） 運動器機能向上加算 225単位 注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（11）において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ・　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。・ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。 ・ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。 ・ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。・ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第107号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない指定第1号通所事業通所介護事業所であること。 |
| （9） 栄養改善加算 150単位 注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（11）において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ・ 管理栄養士を1名以上配置していること。 ・ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ・ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ・ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない指定第1号通所事業通所介護事業所であること。 |
| （10） 口腔機能向上加算 150単位 注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（11）において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ・ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 ・ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ・ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ・ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ・ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第108号の規定　により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない指定第1号通所事業通所介護事業所であること。 （11） 選択的サービス複数実施加算 ①　選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　 480単位 ②　選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位 注　　厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第109号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「第1号通所事業通所介護」に読み替えるものとする。）に適合しているものとして、市長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上記に掲げる加算は算定しない。また、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 （12） 事業所評価加算 120単位 注　厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第110号に規定する基準に適合しているものとして安芸高田市長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、評価対象期間（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第82号に規定する期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。 （13） サービス提供体制強化加算 ①　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (一) 事業対象者（週1回程度利用）　事業該当者・要支援1　　　72単位 (二) 事業対象者（週2回程度利用）　要支援2　　　　　　　　 144単位 ②　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (一) 事業対象者（週1回程度利用）　事業該当者・要支援1　　　48単位 (二) 事業対象者（週2回程度利用）　要支援2　　　　　　　　　96単位 ③　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (一) 事業対象者（週1回程度利用）　事業該当者・要支援1　　　24単位 (二) 事業対象者（週2回程度利用）・要支援2　　　　　　　　　48単位 注　厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第111号の規定により準用する同告示第23号イ及びロの基準に適合しているものとして市長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が利用者に対し指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、事業対象者においては当該利用者の週における利用回数、要支援者においては利用者の要支援状態区分に応じて1月につき上記に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 （14）介護職員処遇改善加算 ①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 1. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 ③　介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 ④　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 1. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数注　厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、利用者に対し、指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 |